

○総務省告示第五百十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第六項を次のように改める。

六 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数	空中線電力
<p>(一) 占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数であつて、九二〇・六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(二) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・七MHz以上九二三・三MHz以下の周波数であつて、九二〇・七MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの</p>	<p>〇・二五ワット</p>

もの

(三) 占有周波数帯幅が四〇〇 kHzを超え六〇〇 kHz以下のもの

中心周波数が、九二〇・八 MHz以上九二三・二 MHz以下の周波数であつて、九二〇・八 MHzに一〇〇 kHzの整数倍を加えたもの

(四) 占有周波数帯幅が六〇〇 kHzを超え八〇〇 kHz以下のもの

中心周波数が、九二〇・九 MHz以上九二三・一 MHz以下の周波数であつて、九二〇・九 MHzに一〇〇 kHzの整数倍を加えたもの

(五) 占有周波数帯幅が八〇〇 kHzを超え一 MHz以下のもの

中心周波数が、九二一 MHz以上九二三 MHz以下の周波数であつて、九二一 MHzに一〇〇 kHzの整数倍を加えたもの